

**「京もの担い手育成事業」企画・運営業務に係る
業務提案内容評価要領**

1 基本的な考え方

受託候補者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、参加者が提出する事業内容を総合的に判断するプロポーザル方式を採用し、提出内容の評価点が最も高い者を受託候補者とする。

2 評価の方法

(1) 評価項目及び配点

別紙「京もの担い手育成事業」企画・運営業務 提案内容採点表に記載の評価基準に基づき採点する。(100点満点)

(2) 採点方法

ア 項目審査点の考え方

評価対象の各項目を下記5段階で審査する。

審査	項目審査点
優れている。	5点
やや優れている。	4点
普通である。	3点
やや劣っている。	2点
劣っている。	1点
本市の要求する内容がない。	0点

なお、経費の項目については、下記のとおりとする。

・「優れている。」5点

予定価格の90%未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合。

・「やや優れている。」4点

予定価格の90%以上95%未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合。

・「普通である。」3点

予定価格の95%以上99%未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合。

・「やや劣っている。」2点

予定価格以内の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合。

・「本市の要求する内容がないまたは、劣っている。」0点

予定価格以内の提案であるが、積算の根拠が曖昧で業務の円滑な運営が期待でき

ない場合。

イ 係数について

評価項目のうち、重要度の高いものや提案内容に差が出やすい項目に対して、係数を設定する。計算は以下の式により行う。

項目審査点×係数

(3) 受託候補者の決定

評価点が一定点数（平均60点）以上であり、評価点が最も高い者を受託候補者として選定する。参加者が1者の場合も同様とする。

合計点数が同点の場合は、見積金額の低い者を受託候補者とし、点数、見積金額ともに同じ場合は、選定委員会の協議により受託候補者を決定する。

見積書の額について、予定価格を超えている場合は、0点とする。